

【寄付用】

既存の自動販売機を使って 地域貢献をはじめませんか！

「福祉のまちづくり」を自動販売機で
応援しませんか？

【三者契約】

設置協力者

売上手数料

売上手数料の一部を

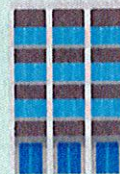
寄付※

地域福祉のために！

飲料メーカー



船橋市社会
福祉協議会



※寄付金は飲料メーカーから、直接船橋市社会福祉協議会へ振り込まれます。

船橋市社協マスコットキャラクター
『ふくしろ』



ホームページ



Twitter



《お問い合わせ先》

☎ 047-431-2653

社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会
総務課 自動販売機担当まで

E-mail funabashi-syakyo@jcom.zaq.ne.jp



既存の自動販売機による地域貢献事業

★特色Ⅰ★

自動販売機の売上手数料は船橋市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動の財源として活用させていただきますので、設置者も購入者も簡単に地域貢献ができます。

★特色Ⅱ★

既存の自動販売機を地域貢献型へ移行していただいた場合は、売上手数料の一部を『寄付』としていただきます。

★特色Ⅲ★

船橋市社会福祉協議会のホームページなどで設置者のご紹介をいたします。



地域貢献型自動販売機に切り替えるまでの流れは？

① お問い合わせ

『既存の自動販売機を使って地域貢献をしたい!』とお考えの方は、お問い合わせ先までご連絡下さい。

② ご説明

地域貢献型自動販売機および契約についての詳細をご説明させていただきます。

③ 契約

地域貢献型自動販売機への移行について、設置協力様・飲料メーカー・船橋市社会福祉協議会との間で三者契約を取り交わします。

